

令和8年9月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(令和8年度9月補正予算等関係)

令和の改新戦略本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 8 年 9 月 定例会 議案説明資料目次

令和の改新戦略本部

【予算関係】

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和 8 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書（総括）	財 政 課	3
	2 給与費明細書	財 政 課	8
	3 補正予算説明資料	（総括表） 税 務 課 財 政 課	9 10 11
	4 歳入歳出事項別明細書		
	5 節の明細		

【予算関係以外】

（議 案）

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 4 号	鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税 務 課 ほか	16

（報 告）

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 8 号	長期継続契約の締結状況について	関 西 本 部	21

議案第1号

令和8年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 国庫支出金	62,973,610	1,693,469	64,667,079
12 寄附金	696,897	150,000	846,897
13 繰入金	23,600,972	368,025	23,968,997
14 繰越金	2,833,383	344,893	3,178,276
16 県債	31,131,000	269,000	31,400,000
歳入合計	407,203,991	2,825,387	410,029,378

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	954,817	30,153	984,970		27,000		3,153
2 総務費	51,772,727	215,560	51,988,287	5,887		150,000	59,673
3 民生費	56,556,046	15,000	56,571,046	15,000			
4 衛生費	18,460,387	1,284,734	19,745,121	885,797		332,025	66,912
6 農林水産業費	27,506,753	102,554	27,609,307	27,074	18,000		57,480
7 商工費	12,187,975	608,711	12,796,686	559,711		36,000	13,000
8 土木費	49,058,479	236,000	49,294,479	200,000	30,000		6,000
10 教育費	78,150,402	200,675	78,351,077		194,000		6,675
14 予備費	150,000	132,000	282,000				132,000
歳出合計	407,203,991	2,825,387	410,029,378	1,693,469	269,000	518,025	344,893

歳 入

10款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明 千円
				区 分	金 額 千円	
2 総 務 費 国 庫 補 助 金	4,284,396	5,887	4,290,283	1 総 務 管 理 費 補 助 金	5,887	私立学校振興費補助金
3 民 生 費 国 庫 補 助 金	3,316,426	15,000	3,331,426	1 社 会 福 祉 費 補 助 金	15,000	社会福祉総務費補助金
4 衛 生 費 国 庫 補 助 金	2,647,189	885,797	3,532,986	2 環 境 衛 生 費 補 助 金	800,000	環境保全費補助金
				4 医 薬 費 補 助 金	85,797	医務費補助金
6 農 林 水 産 業 費 国 庫 補 助 金	8,922,145	27,074	8,949,219	1 農 業 費 補 助 金	7,074	農作物対策費補助金
				5 水 産 業 費 補 助 金	20,000	水産業振興費補助金
7 商 工 費 国 庫 補 助 金	1,317,717	559,711	1,877,428	1 商 業 費 補 助 金	516,711	商業振興費補助金 307,045 金融対策費補助金 209,666
				2 工 鉱 業 費 補 助 金	36,000	中小企業振興費補助金
				3 観 光 費 補 助 金	7,000	観光費補助金
8 土 木 費 国 庫 補 助 金	13,916,747	200,000	14,116,747	1 土 木 管 理 費 補 助 金	200,000	建築指導費補助金
計	47,831,426	1,693,469	49,524,895			

12款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 総 務 費 寄 附 金	43,890	150,000	193,890	1 総 務 管 理 費 寄 附 金	150,000	財産管理費寄附金
計	696,897	150,000	846,897			

13款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明 千円
				区 分	金 額 千円	
10 地域医療介護総合確保基金繰入金	2,395,501	332,025	2,727,526	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	332,025	医務費充当 329,280 鳥取看護専門学校費充当 1,067 倉吉総合看護専門学校費充当 1,678
23 地域未来基金繰入金	177,000	36,000	213,000	1 地 域 未 来 基 金 繰 入 金	36,000	工鉱業総務費充当
計	23,270,902	368,025	23,638,927			

14款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 繰 越 金	2,833,383	344,893	3,178,276	1 前 年 度 繰 越 金	344,893	
計	2,833,383	344,893	3,178,276			

16款 県債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
5 農 林 水 産 業 債	2,822,000	18,000	2,840,000	2 畜 産 業 債	18,000	畜産振興費充当
7 普 通 土 木 債	12,595,000	30,000	12,625,000	2 道 路 橋 り ょ う 債	30,000	道路橋りょう維持費充当
9 教 育 債	4,219,000	194,000	4,413,000	1 教 育 総 務 債	194,000	教育財産管理費充当

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
13 議 会 債	8,000	27,000	35,000	1 議 会 債	27,000	議会費充当
計	31,131,000	269,000	31,400,000			

歳 出

(単位:千円)

款 節 別		県 計	1款 議会費	2款 総務費	3款 民生費	4款 衛生費	5款 労働費	6款 農林 水産業費	7款 商工費
1	報 酬	70				50			20
2	給 料								
3	職 員 手 当 等								
4	共 済 費								
5	災 害 補 償 費								
6	恩 給 及 び 退 職 年 金								
7	報 償 費	1,299				99			1,200
8	旅 費	840				30			810
	費 用 弁 償	10							10
	普 通 旅 費								
	特 別 旅 費	830				30			800
9	交 際 費								
10	需 用 費	2,716						2,016	
11	役 務 費	2,136		1,650				486	
12	委 託 料	264,176		3,264	1,500	113,337		63,650	64,015
13	使 用 料 及 び 賃 借 料								
14	工 事 請 負 費	257,718	30,153						4,000
15	原 材 料 費								
16	公有財産購入費								
17	備 品 購 入 費	3,245				2,745		500	
18	負担金、補助及び 交 付 金	1,810,961		65,560	13,500	1,168,473		35,902	333,526
19	扶 助 費								
20	貸 付 金								
21	補償、補填及び 賠 償 金								
22	償還金、利子及び 割 引 料								
23	投資及び出資金								
24	積 立 金	205,140							205,140
25	寄 付 金	145,086		145,086					
26	公 課 費								
27	繰 出 金								
	予 備 費	132,000							
計		2,825,387	30,153	215,560	15,000	1,284,734		102,554	608,711
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,693,469		5,887	15,000	885,797		27,074	559,711
	起 債	269,000	27,000					18,000	
	そ の 他	518,025		150,000		332,025			36,000
	一 般 財 源	344,893	3,153	59,673		66,912		57,480	13,000

(単位:千円)

款 節 別		8款 土木費	9款 警察費	10款 教育費	11款 災害復旧費	12款 公債費	13款 諸支出金	14款 予備費
1	報酬							
2	給料							
3	職員手当等							
4	共済費							
5	災害補償費							
6	恩給及び 退職年金							
7	報償費							
8	旅費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
9	交際費							
10	需用費	700						
11	役務費							
12	委託料	10,000		8,410				
13	使用料及び 賃借料							
14	工事請負費	31,300		192,265				
15	原材料費							
16	公有財産購入費							
17	備品購入費							
18	負担金、補助及び 交付金	194,000						
19	扶助費							
20	貸付金							
21	補償、補填及び 賠償							
22	償還金、利子及び 割引料							
23	投資及び出資金							
24	積立金							
25	寄付金							
26	公課費							
27	繰出金							
	予備費							132,000
	計	236,000		200,675				132,000
財 源 内 訳	国庫支出金	200,000						
	起債	30,000		194,000				
	その他							
	一般財源	6,000		6,675				132,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長等	4		44,808	17,274 3.19		53	62,135	10,529	72,664
	議員	35	344,388		128,586 3.09			472,974		472,974
	その他の特別職	4,364	368,371	7,128	2,748 3.19		72	378,319	2,931	381,250
	計	4,403	712,759	51,936	148,608		125	913,428	13,460	926,888
補正前	長等	4		44,808	17,274 3.19		53	62,135	10,529	72,664
	議員	35	344,388		128,586 3.09			472,974		472,974
	その他の特別職	4,357	368,301	7,128	2,748 3.19		72	378,249	2,931	381,180
	計	4,396	712,689	51,936	148,608		125	913,358	13,460	926,818
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	7	70					70		70
	計	7	70					70		70

議案第1号

補正予算説明資料総括表

令和の改新戦略本部(単位:千円)

課 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
税務課	37,555,343	150,000	37,705,343			150,000		
財政課	56,071,084	132,000	56,203,084				132,000	
合 計	97,856,158	282,000	98,138,158			150,000	132,000	
<説明(主な内容)> 【税務課】 ・(新)令和8年熊本地震被災自治体ふるさと納税代行事業(150,000千円) 【財政課】 ・予備費(132,000千円)								

令和8年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

7 目 財産管理費

税務課（内線：7069）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）令和8年熊本地震被災自治体ふるさと納税代行事業	0	150,000	150,000			＜寄附金＞ 150,000		
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：150,803千円（0.1人）、計：150,803千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

目的：令和8年熊本地震で被災した熊本県及び同県氷川町（以下「被災自治体」という。）への寄附を促進するとともに、寄附金受領証明書作成等の事務負担を軽減する。

概要：ふるさと納税の受付業務の代行を行う。

2 主な事業内容

被災県の支援を目的としたふるさと納税による寄附を受け付け、後日被災自治体へ送金する。
受付代行期間：令和8年8月4日から当面の間

＜寄附金の流れ＞



※寄附金の受付・受領、寄附金受領証明書の発行・送付は鳥取県が代行する。
※災害への義援金であることや被災県への寄附であることを踏まえお礼の品は贈呈しない。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

14款 予備費
1項 予備費
1目 予備費

財政課（内線：7046）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
予備費	150,000	132,000	282,000				132,000	
トータルコスト	補正前：150,803千円（0.1人）、補正：132,803千円（0.1人）、計：283,606千円（0.2人）							

1 事業の目的、概要

目的：予算計上していない緊急的に支出する必要がある案件について、速やかに対応する。

概要：臨時的、突発的に発生した案件に関し、機動的に対応するための予備費を措置する。

2 主な事業内容

令和8年熊本地震等に係る追加対策も含めた緊急に対応が必要な案件について予備費を活用し対応していく。

（参考）充当状況（9/7時点）

- ・果樹カメムシ類緊急防除支援に要する経費：15,000千円
- ・斑点米カメムシ類緊急防除支援に要する経費：15,000千円
- ・令和8年熊本地震に対する支援活動に要する経費：50,000千円
- ・サメによる漁業被害対策に要する経費：2,000千円
- ・令和8年熊本地震に対する支援活動等に要する経費（追加）：50,000千円

※現時点の予備費充当額：132,000千円（予備費残高：18,000千円）

令和8年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

款項目 節		2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費					
					補正前	補正額	補正後	7目 財産管理費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後		
1	報 酬	109,113		109,113	40,221		40,221			
2	給 料	789,555		789,555	380,606		380,606			
3	職 員 手 当 等	484,251		484,251	239,603		239,603			
4	共 済 費	292,597		292,597	138,304		138,304			
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	報 償 費	277,010		277,010	148,900		148,900	144,049		144,049
8	旅 費	83,701		83,701	60,829		60,829	276		276
	費 用 弁 償	6,362		6,362	3,052		3,052			
	普 通 旅 費	67,668		67,668	54,323		54,323	276		276
	特 別 旅 費	9,671		9,671	3,454		3,454			
9	交 際 費	1,000		1,000	1,000		1,000			
10	需 用 費	210,150		210,150	172,835		172,835	520		520
11	役 務 費	265,421	1,650	267,071	151,314	1,650	152,964	1,000	1,650	2,650
12	委 託 料	1,820,030	3,264	1,823,294	293,586	3,264	296,850	84,767	3,264	88,031
13	使用料及び賃借料	1,418,682		1,418,682	88,077		88,077	9,515		9,515
14	工 事 請 負 費									
15	原 材 料 費									
16	公 有 財 産 購 入 費									
17	備 品 購 入 費	4,081		4,081	4,045		4,045			
18	負担金、補助及び交付金	1,841,286		1,841,286	579,317		579,317	30		30
19	扶 助 費									
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料	30,000		30,000	30,000		30,000			
23	投 資 及 び 出 資 金									
24	積 立 金	4,398,508		4,398,508	4,398,508		4,398,508			
25	寄 附 金	16,512	145,086	161,598		145,086	145,086		145,086	145,086
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
計		12,041,897	150,000	12,191,897	6,727,145	150,000	6,877,145	240,157	150,000	390,157
財源内訳	国 庫 支 出 金	825,774		825,774	500,373		500,373			
	地 方 債	7,000		7,000						
	そ の 他	605,466	150,000	755,466	462,500	150,000	612,500		150,000	150,000
	一 般 財 源	10,603,657		10,603,657	5,764,272		5,764,272	240,157		240,157

令和8年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

款項目 節		14款 予備費							
					1項 予備費				
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1目 予備費	
								補正前	補正額
1	報 酬								
2	給 料								
3	職 員 手 当 等								
4	共 済 費								
5	災 害 補 償 費								
6	恩 給 及 び 退 職 年 金								
7	報 償 費								
8	旅 費								
	費 用 弁 償								
	普 通 旅 費								
	特 別 旅 費								
9	交 際 費								
10	需 用 費								
11	役 務 費								
12	委 託 料								
13	使用料及び賃借料								
14	工 事 請 負 費								
15	原 材 料 費								
16	公 有 財 産 購 入 費								
17	備 品 購 入 費								
18	負担金、補助及び交付金								
19	扶 助 費								
20	貸 付 金								
21	補償、補填及び賠償金								
22	償還金、利子及び割引料								
23	投 資 及 び 出 資 金								
24	積 立 金								
25	寄 附 金								
26	公 課 費								
27	繰 出 金								
	予 備 費	150,000	132,000	282,000	150,000	132,000	282,000	150,000	132,000
	計	150,000	132,000	282,000	150,000	132,000	282,000	150,000	132,000
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金								
	地 方 債								
	そ の 他								
	一 般 財 源	150,000	132,000	282,000	150,000	132,000	282,000	150,000	132,000

令和8年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

款項目 節		令和の改新戦略本部 合 計		
		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	109,113		109,113
2	給 料	789,555		789,555
3	職 員 手 当 等	484,251		484,251
4	共 済 費	292,597		292,597
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	報 償 費	277,010		277,010
8	旅 費	83,701		83,701
	費 用 弁 償	6,362		6,362
	普 通 旅 費	67,668		67,668
	特 別 旅 費	9,671		9,671
9	交 際 費	1,000		1,000
10	需 用 費	210,150		210,150
11	役 務 費	265,421	1,650	267,071
12	委 託 料	1,823,771	3,264	1,827,035
13	使用料及び賃借料	1,501,376		1,501,376
14	工 事 請 負 費			
15	原 材 料 費			
16	公 有 財 産 購 入 費			
17	備 品 購 入 費	4,081		4,081
18	負担金、補助及び交付金	21,869,582		21,869,582
19	扶 助 費			
20	貸 付 金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料	14,901,575		14,901,575
23	投 資 及 び 出 資 金			
24	積 立 金	4,398,508		4,398,508
25	寄 附 金	16,512	145,086	161,598
26	公 課 費			
27	繰 出 金	50,677,955		50,677,955
	予 備 費	150,000	132,000	282,000
	計	97,856,158	282,000	98,138,158
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	825,774		825,774
	地 方 債	7,000		7,000
	そ の 他	9,548,647	150,000	9,698,647
	一 般 財 源	87,474,737	132,000	87,606,737

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
2款 総務費		
1項 総務管理費		
7目 財産管理費		
寄附金	被災自治体への寄附金	145,086

条例名等	鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例																						
提出理由及び概要	1 提出理由 寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新するとともに、県内の一部地域が原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「原発等立地地域振興法」という。）に規定する原子力発電施設等立地地域として指定されたことに伴い、所要の改正を行う。 2 概要 （１）鳥取県税条例の一部改正 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人未来に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（現行 令和3年11月1日から令和8年10月31日まで）に更新する。 ＜今回期間更新を行う法人の概要＞ <table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>特定非営利活動法人未来</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>倉吉市東仲町2571</td></tr> <tr> <td>設立年月日</td><td>平成16年1月30日</td></tr> <tr> <td>現行の指定期間</td><td>令和3年11月1日から令和8年10月31日まで</td></tr> <tr> <td>事業内容</td><td>市民スポーツ大会、スポーツ教室の企画・開催 等</td></tr> </table> （２）特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正 県税の不均一課税の対象として、原子力発電施設等立地地域の対象設備設置者に係る事業税及び不動産取得税を加える。 ※原発等立地地域振興法の特例措置により、不均一課税による減収額の75%は地方交付税で補填される。 ＜対象設備の主な要件＞ <table border="1"> <tr> <td>新增設の場所</td><td>原子力発電施設等立地地域の区域内（米子市及び境港市の全域）</td></tr> <tr> <td>新增設の期間</td><td>令和8年8月14日（原子力発電施設等立地地域の公示日）～令和9年3月31日 ※対象期間はこれまで更新されており、今後も更新される見込み</td></tr> <tr> <td>対象業種</td><td>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業</td></tr> <tr> <td>設備の取得価格等</td><td>2,700万円超 （製造業以外の業種は、設備の事業供用に伴う15人超の雇用増も必要）</td></tr> </table> ＜対象設備に係る事業税及び不動産取得税を不均一課税する際の課税額＞ <table border="1"> <tr> <td>事業税</td><td>本来の税額に初年度は1/2、翌年度は3/4、翌々年度は7/8を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>不動産取得税</td><td>本来の税額に1/10を乗じて得た額</td></tr> </table> 3 施行期日等 （１）施行期日は、公布の日とする２（２）に関する事項を除き、令和8年11月1日とする。ただし、２（２）に関する事項は、令和8年8月14日から適用する。 （２）所要の経過措置を講ずる。	名称	特定非営利活動法人未来	主たる事務所の所在地	倉吉市東仲町2571	設立年月日	平成16年1月30日	現行の指定期間	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで	事業内容	市民スポーツ大会、スポーツ教室の企画・開催 等	新增設の場所	原子力発電施設等立地地域の区域内（米子市及び境港市の全域）	新增設の期間	令和8年8月14日（原子力発電施設等立地地域の公示日）～令和9年3月31日 ※対象期間はこれまで更新されており、今後も更新される見込み	対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	設備の取得価格等	2,700万円超 （製造業以外の業種は、設備の事業供用に伴う15人超の雇用増も必要）	事業税	本来の税額に初年度は1/2、翌年度は3/4、翌々年度は7/8を乗じて得た額	不動産取得税	本来の税額に1/10を乗じて得た額
名称	特定非営利活動法人未来																						
主たる事務所の所在地	倉吉市東仲町2571																						
設立年月日	平成16年1月30日																						
現行の指定期間	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで																						
事業内容	市民スポーツ大会、スポーツ教室の企画・開催 等																						
新增設の場所	原子力発電施設等立地地域の区域内（米子市及び境港市の全域）																						
新增設の期間	令和8年8月14日（原子力発電施設等立地地域の公示日）～令和9年3月31日 ※対象期間はこれまで更新されており、今後も更新される見込み																						
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業																						
設備の取得価格等	2,700万円超 （製造業以外の業種は、設備の事業供用に伴う15人超の雇用増も必要）																						
事業税	本来の税額に初年度は1/2、翌年度は3/4、翌々年度は7/8を乗じて得た額																						
不動産取得税	本来の税額に1/10を乗じて得た額																						

鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。 <table><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人未来</td><td>倉吉市東仲町2571</td><td><u>令和8年11月1日から令和13年10月31日まで</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 5 略	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	<u>令和8年11月1日から令和13年10月31日まで</u>	略			(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。 <table><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人未来</td><td>倉吉市東仲町2571</td><td><u>令和3年11月1日から令和8年10月31日まで</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 5 略	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	<u>令和3年11月1日から令和8年10月31日まで</u>	略		
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
略																									
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	<u>令和8年11月1日から令和13年10月31日まで</u>																							
略																									
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
略																									
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	<u>令和3年11月1日から令和8年10月31日まで</u>																							
略																									

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)、地域再生法(平成17年法律第24号)、<u>原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。)</u>及び山村振興法(昭和40年法律第64号)に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地	(目的) 第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)、地域再生法(平成17年法律第24号)及び山村振興法(昭和40年法律第64号)に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとす

方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

（地方活力向上地域等における県税の課税免除及び不均一課税）

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）又は原発等立地地域振興法第3条第1項の規定により指定された原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号。以下この項において「原発等立地地域振興法省令」という。）第1条第1項第1号に規定する期間内に同号に規定する対象設備（以下この条及び第8条第1項において「対象設備」という。）を新設し、若しくは増設した者（第3項において「対象設備設置者」という。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年若しくは事業年度（以下この項において「特別償却設備基準年」という。）以後3年間の各年若しくは各事業年度の所得金額若しくは収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額又は当該対象設備を事業の用に供した日の属する年若しくは事業年度（以下この項において「対象設備基準年」という。）以後3年間の各年若しくは各事業年度の所得のうち原発等立地地域振興法省令第2条の規定により当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

<u>特別償却設備基準年又は対象設備基準年（以下この表において単に「基準年」という。）</u>	略
略	

る。

（地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税）

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

<u>基準年</u>	略
略	

2 略 3 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）<u>又は対象設備設置者</u>について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋若しくは<u>その敷地である土地の取得</u>（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）<u>又は当該対象設備である家屋若しくはその敷地である土地の取得</u>（<u>原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。</u>）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。 （不均一課税の適用の申請） 第8条 第4条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備<u>又は対象設備</u>を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備<u>又は対象設備</u>を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。 （1） 略 （2） 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備若しくは<u>対象設備</u>又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日 （3） 略 2～4 略	2 略 3 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋<u>又は</u>その敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。 （不均一課税の適用の申請） 第8条 第4条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。 （1） 略 （2） 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日 （3） 略 2～4 略
--	--

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（以下「新県税特例条例」という。）の規定は、令和8年8月14日から適用する。

（寄附金に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人未来に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。
(不均一課税の適用の申請に関する経過措置)
- 4 新県税特例条例第8条第1項の規定による提出期限が、第2条の規定の施行の日から起算して30日を経過する日までに到来する申請（新県税特例条例第4条第1項に規定する対象設備に係るものに限る。）については、新県税特例条例第8条第1項の規定にかかわらず、同日を提出期限とする。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	令和の改新戦略本部政策戦略局 関西本部	物品 保守	複合機	2 台	大阪市北区錦町 2 番16号 株式会社日興商会 大阪中央支店	月当たり賃借料 19,200円 及び使用 1 枚当たり 黒 0.60円 カラー 4.60円	令和 8 年 8 月 3 日 ～令和13年 9 月30日	鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局関西本部